

コロナ第3波による経済危機から 中小・小規模事業者の営業と生活を守るための緊急要請書

日頃より中小・小規模事業者への支援にご尽力頂き、感謝申し上げます。

第3波が急拡大し、中小・小規模事業者は年末のかき入れ時の収入が絶たれ、廃業・倒産の危機に陥っています。コロナ感染急拡大と医療崩壊を招いた原因は「都構想」優先でコロナ対策をおろそかにしてきた維新府・市政にあり、これ以上中小・小規模事業者に「自助」を求められても限界です。この危機を乗り越えられるよう全ての中小・小規模事業者に新たな独自施策を講じていただきますよう要請します。

【要請事項】

1、直ちにすべての中小・小規模事業者へ新たな支援策を

- ・大阪府の「医療非常事態宣言」に伴う「不要不急の外出自粛要請」により、中小・小規模事業者は売上が大きく落ち込んでいる。これに対する支援策として「年越し給付金」を創設すること。
- ・感染防止対策に必要な設備や備品購入に対する支援や、家賃や従業員の給与、社会保険料等の固定費補助等、第3波を乗り切るための支援策を行うこと。
- ・実施にあたっては、手続きの簡素化や迅速支給などに努めること。
- ・第3次補正予算で盛り込まれる地方創生臨時交付金は、用途を休業・時短要請協力金に限定せず、市町村が地域の実情に応じて柔軟に活用できるものとするよう国に働きかけること。

2、休業要請支援金及び「外」支援金

「申請から数か月経っても連絡がない」「否決理由を聞いても説明がない」などの事例が報告されている。実態は要件を満たしているにも関わらず、記入間違いなど形式的不備で否決としないこと。迅速な審査・支給と申請者への丁寧な説明を行うこと。

3、制度融資について

- ・日本政策金融公庫、保証協会とも当初3年間は実質無利子となっているが、大阪府として4年目以降の利子を全額補助するなど制度拡充を行うこと。
- ・「認定をもらい申請したが、銀行が申込用紙をくれない」「否決理由を言わない」などの事例が報告されている。11/30付の金融庁要請を踏まえ、条件変更、税金滞納、代位弁済などでも積極的に応じるなど年末、年度末の資金繰り支援を強化すること。手続きを簡素化し、申請から1週間以内で実施すること。

4、滞納処分等において以下現場に徹底すること

- ・地方税や国保料の減免制度を柔軟に適用すること。納税緩和制度を積極的に活用すること。
- ・持続化給付金やコロナ融資、緊急小口など事業と生活の維持に必要な資金が振り込まれた口座の差押えは行わないこと（参照：11/19神戸地裁伊丹支部決定「持続化給付金差押え認めず」）。

5、安心して事業を行うために

- ・感染震源地及び医療・介護・福祉・保育の従事者などに大規模・定期的なPCR検査を行い、無症状者の保護・隔離をはじめ感染防止を徹底すること。
- ・「広域行政一元化」「総合区8区」は断念し、財政・人材・時間をコロナ対策と中小企業振興に回すこと。

以上